

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業者等の生産性向上等を支援します。

補助制度の概要

裏面に制度の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

補助対象となる取組

補助対象事業	取組例
生産性向上 (高付加価値化・効率化)	<ul style="list-style-type: none">・ デジタル技術等を活用した業務改善の取組・ 生産の効率化等のための取組・ 新商品開発や販路開拓等の売上向上につながる取組

申請方法等

- ①申請に必要な書類は、佐賀県産業イノベーションセンターのHPからダウンロードしてください。
(<https://infosaga.or.jp/hanrokakudai/10320.html>)
- ②詳細は「交付要綱」等をご確認の上、申請してください。
- ③事業計画を認定経営革新等支援機関と策定し、郵便物が追跡できる方法（簡易書留、宅配便など）で提出してください。
- ④提出期間終了後、申請書や関係書類の内容を審査し、採択又は不採択の結果を事務局から通知します。

センターHP



【提出期間】

第一次募集：令和6年3月15日（金曜日）～4月30日（火曜日）

第二次募集：令和6年5月13日（月曜日）～6月14日（金曜日）

※令和6年2月16日以降に発生した経費から申請を受け付けます。

※第一次募集において、補助金の交付決定額の総額が予算上限に達した場合には、第二次募集は実施しません。

事業の実施期限

事業実施期間は、交付決定の日から次に掲げる日までです。

第一次募集分：令和6年10月31日 第二次募集分：令和6年11月30日

※やむを得ない事情により上記期限までに完了しない場合には、要綱で定める申出書の提出により、約1か月間の期限延長が認められます。

お問い合わせ先及び申請書提出先

■佐賀県産業イノベーションセンター

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金事務局

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

☎0952-37-1688（貸金UP支援枠）

☎0952-37-7871（単身事業者支援枠）

（平日9時から16時30分まで。12時から13時を除く。）

補助制度の概要

項目	賃金UP支援枠	単身事業者支援枠
対象者	<p>佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者等。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。</p> <p>①農林漁業者（農林漁業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）</p> <p>②医療福祉業者</p> <p>③常時使用する職員がいないCSO</p>	
従業員	常時使用する従業員が1名以上いる	常時使用する従業員がいない
要件	<p>事業場内最低賃金を、令和5年1月1日から令和6年9月30日までの間に、3%以上引き上げていること、若しくは引き上げる予定であること</p> <p>※引き上げ後の事業場内最低賃金は、佐賀県の地域別最低賃金（900円）を上回ること（900円+α）。</p>	<p>以下のいずれかに該当する者。</p> <p>①令和5年1月～令和6年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年1月～令和4年12月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること</p> <p>②令和5年1月～令和6年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※6が令和2年1月～令和4年12月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること</p> <p>※令和4年11月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする。</p>
補助金額	補助対象経費（税別）× 補助率 （千円未満切り捨て）	
補助率	<p>3分の2以内。</p> <p>ただし、伝統的地場産品製造事業者等については、4分の3以内。</p>	
補助金の上下限額	<p>①小規模事業者（個人） 1事業場に付き15万円～60万円</p> <p>②小規模事業者（法人） 1事業場に付き30万円～120万円</p> <p>③中小事業者 1事業場に付き50万円～200万円</p>	<p>①個人 15万円～60万円</p> <p>②法人 30万円～120万円</p>

※上記は概要となりますので、詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください。